

令和 年 月 日

保護者等様

北海道小樽潮陵高等学校長

出席停止通知書

年 組 番 氏名

病名

この病気は、学校保健安全法に定められた学校において予防すべき感染症ですので、感染拡大を防ぐため、 月 日（ ）より、医師が登校を認める日まで出席停止といたします。出席停止期間中は、他の生徒との接触や外出を控え十分に静養してください。

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、第3種「その他の感染症」（裏面）の場合は、次の②欄に保護者等が記入し登校再開時に HR 担任へ提出してください。それ以外の感染症は、①欄に医師の証明が必要です。

*①の医療機関の証明欄について、多くの医療機関では医師会のご協力により文書料は免除されています。料金がかかる場合は保護者等記入欄に記入し、担任にお知らせください。医療機関備え付け用紙の提出によって代えることもできます。

----- 切らずにこのままお出しください -----

学校感染症に関する報告書

※該当する□にレを入れてください。

① 上記の感染症は、

☐ 感染の恐れがないので ☐ 全身状態が改善したので
月 日から登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

生徒氏名

医師名（自署または押印）

② 上記の感染症は、

月 日に（医療機関名）を受診した結果
（いつから）月 日から登校して良いと診断されましたので、登校します。

令和 年 月 日

生徒氏名

保護者等氏名（自署または押印）

インフルエンザの場合、いずれかに○を付けてください（A型・B型・疑い・不明）

学校感染症の出席停止期間のめやす

	病 名	出席停止の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症、プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症 等）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで